

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年9月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ大崎店

大崎市古川字青塚164番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条1丁目5番80号

3 市町村の意見の概要

- (1) 当該地に隣接する法定外公共物（道路）においては、大崎市古川地域道路網整備指導要綱に該当する、将来計画幅員6mの区画道路整備路線となっているので、道路中心より3mの用地内へ、将来的に建物を建築しないよう協力願いたい。
- (2) ごみ減量及びリサイクルの促進に努められたい。また、廃棄物処理については適正に処理願いたい。
- (3) 公害等関係法令を遵守すると共に、周辺の良い生活環境を保全するよう努められたい。また、騒音・振動に係る特定施設等に該当があれば設置届け出が必要となる。

4 地域住民等の意見の概要

古川商工会議所の意見

- (1) 当該店舗の車両出入口は、通過車両の多い国道4号線の下り線からのみとなっており、上り線からは出入りできない形状となっているので、上り線から訪れた車両が国道4号線上で停車し交通事故につながる危険性があるので、車両の誘導及び導入表示を明確にすべきである。
- (2) 当該店舗は燃焼しやすい商品を取り扱っていることから、火災時の初期消火や顧客の誘導マニュアルを徹底して欲しい。
- (3) 街づくりの観点から地域の商慣習に習った行動に配慮し、紛争が起きないように努めていただきたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成21年9月9日から平成21年10月9日まで（ただし、閉庁日を除く。）